

○経済産業省
環境省 令第五号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）
第八号第二項の規定に基づき、第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣 齋藤 健

環境大臣 伊藤信太郎

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令（平成十四年経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(届出事項の通知の方法)</p> <p>第三条 法第八条第二項の規定による主務大臣及び都道府県知事への通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、主務大臣については当該主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを、都道府県知事については当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものをそれぞれ次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(届出事項の通知の方法)</p> <p>第三条 法第八条第二項の規定による主務大臣及び都道府県知事への通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、主務大臣については当該主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを、都道府県知事については当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものをそれぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。</p>

<p>一 電子情報処理組織を使用して、電気通信回線を通じて主務大臣及び都道府県知事の閲覧に供し、主務大臣及び都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法</p> <p>二 磁気ディスクに複写したものを交付する方法</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。